

岐阜県公報

第 七 百 一 号
令 和 八 年 七 月 十 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 道路の区域変更
- 建築基準法に基づく道路の位置指定
- 指定管理者の変更の届出
- 土地改良区役員の退任及び就任

(道路維持課) 二八三
(建築指導課) 二八四
(公園緑地課) 二八四
(下呂農林事務所) 二八四

告 示

岐阜県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年七月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員		延長		備考
高宝線		高山市上宝町餅字立から平一五五八番三二地先		同市同町同字サンサイケ谷一五七一番一地区		後		前		延		
県道		六・五		四・四		六・六		四・四		三・八		

岐阜県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年七月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年七月十日

令和八年七月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道	岐 阜 線	関ヶ原線				後	前					
						一〇・九 二・三・九	一〇・七 一・七・八					
						一八・九・三	一八・九・三					

岐阜県告示第三百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和八年七月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年指定月日
羽島郡岐南町八剣九丁目九八番四	四・〇一	二・五・八六	岐阜県指令 岐西建築第一 二二号の一	令和 八・五・八

中濃建築事務所長

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年指定月日
関市巾一丁目三九番一	六・〇〇	五・六〇	岐阜県指令	令和

公 示

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

美濃加茂市本郷町七丁目一二二番四	六・〇〇	五・四	中建築第三 号の二	八・五・七
加茂郡坂祝町酒倉字倉屋敷四〇四番一九	六・〇〇	四・四	岐阜県指令 中建築第三 号の四	同 六・二
美濃加茂市本郷町四丁目字下久手一七九三番一	六・〇〇 六・〇三	六・六	岐阜県指令 中建築第三 号の三	同 六・九

。指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、ぎふ清流里山公園の指定管理者である里山賑わい創出グループから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

令和八年七月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 変更のあった事項

構成員株式会社エイチ・アイ・エスの主たる事務所の所在地

（変更前）東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（変更後）東京都新宿区西新宿六丁目一三番一号

二 変更年月日

令和八年四月一日

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年七月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土 地 改 良 区	萩 原 町 羽 根 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 三	退 任 日	役 名	氏	名	住	所
				監 事	桂 川	覚	下呂市萩原町羽根	一三三二五番地

就任した役員

土 地 改 良 区	萩 原 町 羽 根 地 改 良 区	令 和 八 ・ 四 ・ 一	就 任 日	役 名	氏	名	住	所
				監 事	熊 崎	幸 夫	下呂市萩原町羽根	一四四一番地

令和八年七月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社